

四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 2018年4月1日
至 2018年6月30日

フィデアホールディングス株式会社

目 次

頁

[第10期第1四半期 四半期報告書]

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	6

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14
2 役員の状況	14

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	17
四半期連結損益計算書	17
四半期連結包括利益計算書	18
2 その他	23

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

- (注) 1. 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
2. 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月10日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 田尾祐一
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 宮下典夫
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	財務主計グループ長 渡辺広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		2017年度第1四半期 連結累計期間	2018年度第1四半期 連結累計期間	2017年度
		(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
経常収益	百万円	12,809	11,955	51,026
経常利益	百万円	2,562	1,640	6,589
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	2,129	1,141	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	4,281
四半期包括利益	百万円	2,815	2,148	—
包括利益	百万円	—	—	5,004
純資産額	百万円	114,150	117,300	115,756
総資産額	百万円	2,932,546	2,797,054	2,761,970
1株当たり四半期純利益	円	11.74	6.29	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	22.98
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	9.04	4.78	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	18.38
自己資本比率	%	3.8	4.1	4.1

(注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末非支配株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや設備投資の緩やかな増加とともに、雇用、所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調にあります。また、当社グループの主たる営業エリアである東北地方の経済は、公共投資や住宅投資が減少しているものの高水準を維持しており、生産が緩やかに増加し個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復を続けております。

このような状況のなかで、当第1四半期連結累計期間の経営成績のうち連結経常収益は、役務取引等収益の積み上げの一方で、有価証券利息配当金や貸倒引当金戻入益の減少を主因に前年同期比8億54百万円(6.6%)減少し119億55百万円となりました。連結経常費用は、営業経費の削減を進める一方で、国債等債券売却損の増加を主因に前年同期比67百万円(0.6%)増加し103億15百万円となりました。この結果、連結経常利益は前年同期比9億22百万円(35.9%)減少し16億40百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比9億88百万円(46.4%)減少し11億41百万円となりました。

フィデアグループは、第3次中期経営計画において、お取引先のニーズや課題にお応えするコンサルティング機能の発揮を柱とするビジネスモデルへの転換を図るとともに、抜本的な経費削減への取り組みによる筋肉質な経営体質への転換に取り組んでおります。当第1四半期連結累計期間は、役務取引等利益の積み上げや経費削減を進める一方で、足もとの市場動向を反映し有価証券関係損益が減少するとともに貸倒引当金戻入益が減少したことなどにより、連結経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益ともに減益となりました。

なお、当社グループの中核的企業である子銀行2行の単体の経営成績は以下のとおりとなりました。

株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」）においては、経常収益は前年同期比7億34百万円(10.8%)減少の60億18百万円、経常利益は前年同期比5億14百万円(38.3%)減少の8億27百万円、四半期純利益は前年同期比4億51百万円(43.5%)減少の5億85百万円となりました。また、株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」）においては、経常収益は前年同期比60百万円(1.0%)減少の56億19百万円、経常利益は前年同期比2億67百万円(27.6%)減少の6億98百万円、四半期純利益は前年同期比3億78百万円(44.2%)減少の4億76百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における主要勘定は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人預金や公金預金を中心に前連結会計年度末比596億円(2.3%)増加し2兆5,886億円となりました。貸出金残高は、個人ローンや事業性貸出を中心に前連結会計年度末比102億円(0.5%)減少し1兆7,281億円となりました。有価証券残高は、前連結会計年度末比27億円(0.3%)減少し7,419億円となりました。

なお、荘内銀行においては、譲渡性預金を含む預金等残高は前事業年度末比105億円(0.8%)増加し1兆3,026億円、貸出金残高は前事業年度末比69億円(0.7%)減少し9,338億円、有価証券残高は前事業年度末比119億円(3.1%)増加し3,937億円となりました。また、北都銀行においては、譲渡性預金を含む預金等残高は前事業年度末比489億円(3.9%)増加し1兆2,947億円、貸出金残高は前事業年度末比33億円(0.4%)減少し8,085億円、有価証券残高は前事業年度末比146億円(4.0%)減少し3,480億円となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに定めた事項はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で71億82百万円、国際業務部門で4億91百万円、合計で76億74百万円（前第1四半期連結累計期間比4億59百万円減少）となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で13億96百万円、国際業務部門で△1百万円、合計で13億95百万円（前第1四半期連結累計期間比1億52百万円増加）となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で5億50百万円、国際業務部門で△8億87百万円、合計で△3億37百万円（前第1四半期連結累計期間比1億74百万円減少）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	7,435	699	—	8,134
	当第1四半期連結累計期間	7,182	491	—	7,674
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	7,868	930	△60	8,738
	当第1四半期連結累計期間	7,460	612	△17	8,055
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	433	230	△60	604
	当第1四半期連結累計期間	277	120	△17	380
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,246	△3	—	1,242
	当第1四半期連結累計期間	1,396	△1	—	1,395
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,165	6	—	2,172
	当第1四半期連結累計期間	2,305	7	—	2,313
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	919	10	—	930
	当第1四半期連結累計期間	909	8	—	918
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	224	△386	—	△162
	当第1四半期連結累計期間	550	△887	—	△337
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	442	169	—	611
	当第1四半期連結累計期間	710	290	—	1,001
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	217	556	—	773
	当第1四半期連結累計期間	160	1,177	—	1,338

- (注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間1百万円、当第1四半期連結累計期間2百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で23億5百万円、国際業務部門で7百万円、合計で23億13百万円（前第1四半期連結累計期間比1億40百万円増加）となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で9億9百万円、国際業務部門で8百万円、合計で9億18百万円（前第1四半期連結累計期間比11百万円減少）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,165	6	2,172
	当第1四半期連結累計期間	2,305	7	2,313
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	495	—	495
	当第1四半期連結累計期間	498	—	498
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	420	6	427
	当第1四半期連結累計期間	427	7	435
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	17	—	17
	当第1四半期連結累計期間	26	—	26
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	674	—	674
	当第1四半期連結累計期間	837	—	837
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	18	—	18
	当第1四半期連結累計期間	18	—	18
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	137	0	137
	当第1四半期連結累計期間	126	0	127
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	919	10	930
	当第1四半期連結累計期間	909	8	918
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	74	10	85
	当第1四半期連結累計期間	74	8	83

(注) 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,428,171	3,107	2,431,279
	当第1四半期連結会計期間	2,456,507	3,406	2,459,913
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,120,763	—	1,120,763
	当第1四半期連結会計期間	1,212,691	—	1,212,691
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1,296,661	—	1,296,661
	当第1四半期連結会計期間	1,229,669	—	1,229,669
うちその他	前第1四半期連結会計期間	10,747	3,107	13,855
	当第1四半期連結会計期間	14,146	3,406	17,552
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	195,473	—	195,473
	当第1四半期連結会計期間	128,718	—	128,718
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,623,644	3,107	2,626,752
	当第1四半期連結会計期間	2,585,225	3,406	2,588,631

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,758,583	100.00	1,728,154	100.00
製造業	106,434	6.05	104,590	6.05
農業、林業	3,390	0.19	2,871	0.17
漁業	234	0.01	191	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2,594	0.15	2,205	0.13
建設業	54,425	3.10	52,299	3.03
電気・ガス・熱供給・水道業	50,465	2.87	63,162	3.65
情報通信業	7,461	0.42	6,087	0.35
運輸業、郵便業	18,293	1.04	18,314	1.06
卸売業、小売業	87,118	4.95	84,850	4.91
金融業、保険業	60,291	3.43	59,119	3.42
不動産業、物品賃貸業	111,341	6.33	107,528	6.22
学術研究、専門・技術サービス業	4,874	0.28	4,986	0.29
宿泊業、飲食サービス業	21,686	1.23	21,806	1.26
生活関連サービス業、娯楽業	17,508	1.00	15,529	0.90
教育、学習支援業	2,506	0.14	3,749	0.22
医療・福祉	51,973	2.96	49,489	2.86
その他のサービス	39,452	2.24	37,906	2.19
地方公共団体	464,759	26.43	454,594	26.31
その他	653,772	37.18	638,869	36.97
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,758,583	—	1,728,154	—

3 【経営上重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	560,000,000
A種優先株式	20,206,500
B種優先株式	70,000,000
計	650,206,500

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2018年6月30日)	提出日現在 発行数（株） (2018年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,421,226	181,421,226	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 100株
B種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。)	25,000,000	25,000,000	非上場・非登録	(注)
計	206,421,226	206,421,226	——	——

(注) B種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

① B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付される。B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の終値を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。

② B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間（下記(6) ②に定義する。以下同じ。）において、毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月1日の翌日以降、取得価額は、当該日までの直近の5連続取引日の当会社の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正される。

③ 上記の取得価額は、B種優先株式の発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額を下限とする。

④ B種優先株式には、当会社が、2020年4月1日以後、一定の条件を満たす場合に、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(2) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下、「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当年率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率=初年度B種優先配当金÷B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、B種優先株式の発行決議日をB種優先配当年率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率=日本円TIBOR（12ヶ月物）+1.00%

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「B種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、B種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) B種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 残余財産

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i) (a) 当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下、「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b)当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

2013年4月1日から2025年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\frac{\text{既発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D) および(E) ならびに下記ハ.、(D) において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a) ないし(c) の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は 1 とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は 1 とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本⑧に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2020年4月1日以後、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(6) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(4) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(9) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) その他株式の権利内容等

① 単元株式数

B種優先株式の単元株式数は、当社の他の種類の株式と同様、100株であります。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

③ 議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、B種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であるため、株主総会において議決権を有します。これに対し、B種優先株式は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、原則として株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとしつつ、上記(5)のとおり、いわゆる議決権復活条項を定めております。

(11) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

① 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（B種優先株式）により表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

② 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	—	206,421	—	18,000	—	11,735

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 25,000,000	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 25,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 180,999,300	1,809,993	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 396,926	—	同上
発行済株式総数	206,421,226	—	—
総株主の議決権	—	1,809,993	—

② 【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) フィデアホールディングス 株式会社	宮城県仙台市青葉区中央三 丁目1番24号	25,000	—	25,000	0.01
計	—	25,000	—	25,000	0.01

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
現金預け金	156,177	207,662
買入金銭債権	4,121	4,075
商品有価証券	303	346
金銭の信託	14,002	19,688
有価証券	※2 744,685	※2 741,923
貸出金	※1 1,738,367	※1 1,728,154
外国為替	2,145	3,076
その他資産	61,391	51,400
有形固定資産	29,109	28,795
無形固定資産	1,992	1,865
退職給付に係る資産	348	300
繰延税金資産	1,720	1,245
支払承諾見返	22,015	22,787
貸倒引当金	△14,410	△14,268
資産の部合計	2,761,970	2,797,054
負債の部		
預金	2,429,106	2,459,913
譲渡性預金	99,843	128,718
債券貸借取引受入担保金	60,778	32,835
借用金	15,100	17,300
外国為替	52	7
その他負債	11,460	10,013
退職給付に係る負債	2,266	2,274
睡眠預金払戻損失引当金	762	679
偶発損失引当金	419	465
その他の引当金	17	17
繰延税金負債	3,888	4,238
再評価に係る繰延税金負債	502	502
支払承諾	22,015	22,787
負債の部合計	2,646,213	2,679,753
純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	29,261	29,261
利益剰余金	48,634	49,175
自己株式	△5	△5
株主資本合計	95,890	96,431
その他有価証券評価差額金	19,168	20,196
土地再評価差額金	1,090	1,090
退職給付に係る調整累計額	△644	△635
その他の包括利益累計額合計	19,614	20,651
非支配株主持分	250	218
純資産の部合計	115,756	117,300
負債及び純資産の部合計	2,761,970	2,797,054

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
経常収益	12,809	11,955
資金運用収益	8,738	8,055
(うち貸出金利息)	5,507	5,288
(うち有価証券利息配当金)	3,222	2,760
役務取引等収益	2,172	2,313
その他業務収益	611	1,001
その他経常収益	※1 1,287	※1 585
経常費用	10,247	10,315
資金調達費用	605	382
(うち預金利息)	367	254
役務取引等費用	930	918
その他業務費用	773	1,338
営業経費	7,765	7,216
その他経常費用	※2 171	※2 459
経常利益	2,562	1,640
特別利益	108	5
固定資産処分益	8	5
補助金収入	100	—
特別損失	116	15
固定資産処分損	15	15
減損損失	—	0
固定資産圧縮損	100	—
税金等調整前四半期純利益	2,554	1,630
法人税、住民税及び事業税	301	130
法人税等調整額	143	378
法人税等合計	445	509
四半期純利益	2,109	1,120
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△20	△20
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,129	1,141

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期純利益	2,109	1,120
その他の包括利益	706	1,027
その他有価証券評価差額金	670	1,018
退職給付に係る調整額	35	9
四半期包括利益	2,815	2,148
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,835	2,177
非支配株主に係る四半期包括利益	△19	△28

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
破綻先債権額	1,192百万円	1,186百万円
延滞債権額	29,720百万円	29,249百万円
3カ月以上延滞債権額	一千万円	一千万円
貸出条件緩和債権額	3,059百万円	3,115百万円
合計額	33,971百万円	33,551百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
	8,070百万円	8,756百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
貸倒引当金戻入益	607百万円	102百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
株式等売却損	29百万円	119百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	629百万円	638百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月15日 取締役会	普通株式	544	3.00	2017年3月31日	2017年6月2日	利益剰余金
	B種優先株式	59	2.36	2017年3月31日	2017年6月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月14日 取締役会	普通株式	544	3.00	2018年3月31日	2018年6月1日	利益剰余金
	B種優先株式	56	2.25	2018年3月31日	2018年6月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 企業集団の事業の運営において重要なものであることから記載しております。
- ※ 2. 四半期連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	14,350	23,277	8,927
債券	491,791	502,899	11,108
国債	195,418	199,998	4,580
地方債	206,264	210,665	4,401
社債	90,108	92,234	2,125
その他	207,435	214,998	7,563
合計	713,577	741,175	27,598

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、上表には含まれておりません。

当第1四半期連結会計期間（2018年6月30日現在）

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	13,139	23,014	9,875
債券	486,665	497,346	10,681
国債	183,667	187,850	4,182
地方債	215,294	219,693	4,399
社債	87,703	89,802	2,098
その他	209,460	217,966	8,505
合計	709,265	738,327	29,062

（注）1. 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、上表には含まれておりません。

2. 四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は、株式については当第1四半期連結会計期間（連結会計年度）末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間（連結会計年度）末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計算したものであります。
3. 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、27百万円（うち、株式27百万円）であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

(1) 時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合。

(2) 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合について、発行会社の財務内容や一定期間の時価の推移等を勘案し、当社グループが制定した基準に該当した場合。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 2017年 4月 1 日 至 2017年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1 日 至 2018年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	円	11.74	6.29
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	2,129	1,141
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	2,129	1,141
普通株式の期中平均株式数	千株	181,379	181,395
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	円	9.04	4.78
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	54,054	57,142
うち B 種優先株式	千株	54,054	57,142
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(重要な後発事象)

取得による企業結合

当社は、2018年7月26日開催の取締役会において、グランド山形リース株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2018年8月7日付で、取得日を2018年10月1日とする株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：グランド山形リース株式会社

事業の内容：総合リース業

- ② 企業結合を行う主な理由

提供ソリューションの充実とコンサルティング営業体制の強化を行うためであります。

- ③ 企業結合日

2018年10月1日（予定）

- ④ 企業結合の法的形式

株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称

フィデアリース株式会社

- ⑥ 取得する議決権比率

100%

- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得予定のためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,626百万円
取得原価		1,626百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2 【その他】

2018年5月14日開催の取締役会において、2018年3月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

(1) 普通株式

- ① 配当金の総額 544百万円

- ② 1株当たりの金額 3.00円

- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2018年6月1日

(2) B種優先株式

- ① 配当金の総額 56百万円

- ② 1株当たりの金額 2.25円

- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2018年6月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 暢 子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 日 下 部 恵 美 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月10日
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 田尾祐一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 宮下典夫
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長田尾祐一及び最高財務責任者執行役副社長宮下典夫は、当社の第10期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。